

● 事務編

旧（平成 2 6 年 4 月版）	新（平成 2 7 年 4 月版）				
事務編 P20 表 3.2 法第 29 条第 1 項第 3 号で定める公益上必要な建築物中 <table border="1" data-bbox="118 355 1093 1018"> <tr> <td data-bbox="118 355 170 1018">26</td><td data-bbox="170 355 1093 1018"> 国、都道府県等、市町村、<u>市町村の一部事務組合若しくは広域連合又は市町村設置の地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</u> イ 学校教育法1に規定する学校、同法82の2に規定する専修学校、同法83 に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法 1 の5 に規定する病院、同条 に規定する診療所、同法2 に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用する庁舎（主として開発区域周辺地域に居住する者の利用に供するものを除く） ホ 宿舍（職務上、常駐を必要とする職員のためのものを除く） </td></tr> </table>	26	国、都道府県等、市町村、<u>市町村の一部事務組合若しくは広域連合又は市町村設置の地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</u> イ 学校教育法1に規定する学校、同法82の2に規定する専修学校、同法83 に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法 1 の5 に規定する病院、同条 に規定する診療所、同法2 に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用する庁舎（主として開発区域周辺地域に居住する者の利用に供するものを除く） ホ 宿舍（職務上、常駐を必要とする職員のためのものを除く）	事務編 P20 表 3.2 法第 29 条第 1 項第 3 号で定める公益上必要な建築物中 <table border="1" data-bbox="1137 355 2112 1018"> <tr> <td data-bbox="1137 355 1189 1018">26</td><td data-bbox="1189 355 2112 1018"> 国、都道府県等、市町村又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの イ 学校教育法1に規定する学校、同法124に規定する専修学校、同法134 に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法 1 の5 に規定する病院、同条 に規定する診療所、同法2 に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用する庁舎（主として開発区域周辺地域に居住する者の利用に供するものを除く）<u>で国土交通省令で定めるもの</u> ホ 宿舍（職務上、常駐を必要とする職員のためのもの、<u>その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く</u>） </td></tr> </table>	26	国、都道府県等、市町村又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの イ 学校教育法1に規定する学校、同法124に規定する専修学校、同法134 に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法 1 の5 に規定する病院、同条 に規定する診療所、同法2 に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用する庁舎（主として開発区域周辺地域に居住する者の利用に供するものを除く）<u>で国土交通省令で定めるもの</u> ホ 宿舍（職務上、常駐を必要とする職員のためのもの、<u>その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く</u>）
26	国、都道府県等、市町村、<u>市町村の一部事務組合若しくは広域連合又は市町村設置の地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</u> イ 学校教育法1に規定する学校、同法82の2に規定する専修学校、同法83 に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法 1 の5 に規定する病院、同条 に規定する診療所、同法2 に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用する庁舎（主として開発区域周辺地域に居住する者の利用に供するものを除く） ホ 宿舍（職務上、常駐を必要とする職員のためのものを除く）				
26	国、都道府県等、市町村又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの イ 学校教育法1に規定する学校、同法124に規定する専修学校、同法134 に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法 1 の5 に規定する病院、同条 に規定する診療所、同法2 に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用する庁舎（主として開発区域周辺地域に居住する者の利用に供するものを除く）<u>で国土交通省令で定めるもの</u> ホ 宿舍（職務上、常駐を必要とする職員のためのもの、<u>その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く</u>）				
事務編 P24 表 3.5 開発行為許可申請書添付図書一覧中 開発区域の土地の<u>登記簿謄本</u>	事務編 P24 表 3.5 開発行為許可申請書添付図書一覧中 開発区域の土地の<u>全部事項証明書</u>				
事務編 P33 表 4.1 開発許可の技術基準の適用関係中 11 輸送施設 (40ha <u>未満</u>)	事務編 P33 表 4.1 開発許可の技術基準の適用関係中 11 輸送施設 (40ha <u>以上</u>)				

● 技術編

旧（平成 2 6 年 4 月版）	新（平成 2 7 年 4 月版）
技術編 P2 1 . 開発許可基準 (開発許可の基準) 略 五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等(次のイから<u>ニ</u>までに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イから<u>ニ</u>までに定める事項が定められているものに限る。) が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。 イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第 12 条の 5 第 5 項第 2 号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。 ）又は地区整備計画 □ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画 八 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 4 項第 2 号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。 ）又は沿道地区整備計画 <u>ニ</u> 集落地区計画 集落地区整備計画 略 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が<u>宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内の</u>	技術編 P2 1 . 開発許可基準 (開発許可の基準) 略 五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等(次のイから<u>ホ</u>までに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イから<u>ホ</u>までに定める事項が定められているものに限る。) が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。 イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第 12 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。 ）又は地区整備計画 □ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画 八 <u>歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画</u> <u>ニ</u> 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 4 項第 2 号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。 ）又は沿道地区整備計画 <u>ホ</u> 集落地区計画 集落地区整備計画 略 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が<u>次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げ</u>

旧（平成 2 6 年 4 月版）	新（平成 2 7 年 4 月版）						
<u>土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第 9 条の規定に適合していること。</u>	<u>る工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。</u> <table border="1" data-bbox="1164 261 2123 798"> <tr> <td data-bbox="1164 261 1641 406"> <u>宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区</u> </td><td data-bbox="1644 261 2123 406"> <u>津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項の津波災害特別計画区域</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1164 408 1641 603"> <u>開発行為に関する工事</u> </td><td data-bbox="1644 408 2123 603"> <u>津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第 1 項に規定する特定開発行為(同条第 4 項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1164 604 1641 798"> <u>宅地造成等規制法第 9 条の規定に適合するものであること。</u> </td><td data-bbox="1644 604 2123 798"> <u>津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</u> </td></tr> </table>	<u>宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区</u>	<u>津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項の津波災害特別計画区域</u>	<u>開発行為に関する工事</u>	<u>津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第 1 項に規定する特定開発行為(同条第 4 項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事</u>	<u>宅地造成等規制法第 9 条の規定に適合するものであること。</u>	<u>津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</u>
<u>宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区</u>	<u>津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項の津波災害特別計画区域</u>						
<u>開発行為に関する工事</u>	<u>津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第 1 項に規定する特定開発行為(同条第 4 項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事</u>						
<u>宅地造成等規制法第 9 条の規定に適合するものであること。</u>	<u>津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</u>						
技術編 P26 1. 公園等に関する基準 <u>(法第 33 条第 1 項各号を適用するについて必要な技術的細目)</u> 令第 25 条 法第 33 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、<u>同条第 1 項第 2 号に関するものは、次に掲げるものとする。</u>	技術編 P26 1. 公園等に関する基準 <u>(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)</u> 令第 25 条 法第 33 条第 2 項 <u>(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u> に規定する技術的細目のうち、<u>法第 33 条第 1 項第 2 号 (法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)</u> に関するものは、次に掲げるものとする。						
技術編 P42 1. 造成工事に関する基準 令第 28 条 法第 33 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第 7 号 (法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) に関するものは、次に掲げるものとする。 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。	技術編 P42 1. 造成工事に関する基準 令第 28 条 法第 33 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第 7 号 (法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) に関するものは、次に掲げるものとする。 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。						

旧（平成 2 6 年 4 月版）	新（平成 2 7 年 4 月版）
二 開発行為によって崖が生じる場合においては、<u>がけ</u>の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その<u>がけ</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に<u>すべり</u>やすい土質の層があるときは、その地盤に<u>すべり</u>が生じないように、地滑り防止杭又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り防止ぐい等」という。）の設置、土の置き換えその他の措置が講ぜられていること。	二 開発行為によって崖が生じる場合においては、<u>崖</u>の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その<u>崖</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に<u>滑り</u>やすい土質の層があるときは、その地盤に<u>滑り</u>が生じないように、地滑り防止杭又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り防止ぐい等」という。）の設置、土の置き換えその他の措置が講ぜられていること。
技術編 P54 （<u>専用水道の適用除外の基準</u>） 第一条 水道法（以下「法」という。）第三条第六項 ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル 2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。	技術編 P54 （<u>専用水道の基準</u>） 第一条 水道法（以下「法」という。）第三条第六項 ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル 2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。
技術編 P56 1. 消防水利に関する基準 （<u>法第 33 条第 1 項各号</u>を適用するについて必要な技術的細目） 令第 25 条 法第 33 条第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第 33 条第 1 項第 2 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。 八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定による勧告に<u>関わる</u>基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。	技術編 P56 1. 消防水利に関する基準 （<u>開発許可の基準</u>を適用するについて必要な技術的細目） 令第 25 条 法第 33 条第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第 33 条第 1 項第 2 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。 八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定による勧告に<u>係る</u>基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。